

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

### 公 告

- 落札者を決定した件 三六
- 土地改良区連合の役員が就任した旨届出があった件 三六
- 一般競争入札を行う件 三六
- 福島県教育委員会教育長 三六
- 公金の徴収の事務を委託した件 三五
- 福島県警察本部 三五
- 一般競争入札を行う件 三六
- 落札者を決定した件 三六
- 福島県人事委員会 三六
- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 三六
- 福島海区漁業調整委員会 三六
- 小型定置漁業の保護区域について指示する件 三六
- 正 誤 三六
- 令和六年七月九日付け号外第四十号中 三六

## 公 告

### 公告第139号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステムMicrosoft 365 Apps for Enterpriseについて、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年7月30日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
福島県情報通信ネットワークシステムMicrosoft 365 Apps for Enterprise 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年5月20日
- 4 落札者の氏名及び住所  
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 落札金額  
599,954,982円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和6年4月9日

（デジタル変革課）

## 公告第百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員が就任した旨届出があった。

令和六年七月三十日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称  
会津南部土地改良区連合

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 松崎 佐吉

大沼郡会津美里町字荒井甲一五七九番地

同 山口 芳寛

会津若松市北会津町蟹川一一五〇番地

同 坂内 太郎

大沼郡会津美里町字本郷二九七一番地

同 木野 秀夫

会津若松市北会津町上米塚一二四四番地

（農村計画課）

## 公告第141号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和6年7月30日

福島県知事 内堀雅雄

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 高速液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析装置 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和6年12月27日（金）
- (4) 納入場所 福島県衛生研究所（福島県福島市方木田字水戸内16番6号）

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申

請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和6年8月26日(月)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

#### 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和6年7月30日(火)から同年8月26日(月)まで(土曜日及び日曜日並びに同月12日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

#### 5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。  
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大ききの用紙15枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和6年8月7日(水)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和6年8月7日(水)午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年9月13日(金)午後1時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年9月12日(木)午後5時までに必着のこと。)

#### 6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: High Performance Liquid Chromatography/Tandem Mass Spectrometer 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 13 September 2024

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 12 September 2024

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

## 福島県教育委員会教育長

## 福島県教育委員会教育長告示第二号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号。以下「改正政令」という。）附則第二条第一項によりなお従前の例によることとされる改正政令第一条による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和六年七月三十日

福島県立博物館長 川 名 義 則

- 一 委託した事務の範囲及び内容  
福島県立博物館及び若松城天守閣、会津若松市隣閣の共通観覧料の徴収事務
- 二 受託者の名称及び所在地
  - 1 名称 一般財団法人会津若松観光ビューロー
  - 2 所在地 福島県会津若松市追手町一番一号
- 三 徴収の事務を委託する期間  
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

(総務課)

## 福島県警察本部